

## 山梨県ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 ユニバーサルデザインの普及及び施策推進に全庁を挙げて取り組むため、ユニバーサルデザイン推進本部を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

### (本部長等)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は企画部長をもって充てる。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

ユニバーサルデザインを推進するための指針に関すること。

ユニバーサルデザインを推進するための施策の総合調整に関すること。

その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議の構成員は、本部長、本部長代理、副本部長及び別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の企画及び調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、企画部次長が招集し、掌理する。

### (庶務)

第6条 本部会議及び幹事会の庶務は、企画部企画課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年9月4日から施行する。

別表第 1 (本部会議)

知事補佐官 知事政策室長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工  
労働部長 観光部長 農政部長 土木部長 会計管理者 県民室長 林務長  
産業立地室長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表第 2 (幹事会)

知事政策室次長 企画部次長 県民室次長 総務部次長 福祉保健部次長  
森林環境部次長 商工労働部次長 観光部次長 農政部次長 土木部次長  
出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官

# ユニバーサルデザインの推進体制

## ユニバーサルデザイン推進本部

### 本部会議

#### < 構成 >

本部長：知事

本部員：庁議構成員

#### < 担当事務 >

ユニバーサルデザインを推進するための指針の策定

ユニバーサルデザインを推進するための施策の総合調整

### 幹事会

#### < 構成 >

幹事長：企画部次長

幹事：部局連絡会議構成員

#### < 担当事務 >

本部会議において協議する事項の企画及び調整

## 庁内プロジェクトチーム

#### < 構成 >

座長：企画部企画調整主幹

構成員：各部等の企画調整主幹等

#### < 担当事務 >

基本指針の策定に関する連絡調整

・現在の取り組みの把握

・基本指針(案)の検討 等

施策推進に関する連絡調整

・重点的な取り組みの設定

・取り組み状況の確認 等

## ユニバーサルデザイン 推進のための基本指針

### 性 格

- (1) 県政のさまざまな分野でユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全庁的に取り組むべき基本的な方向を示す行動指針
- (2) 市町村、県民、事業者等さまざまな主体が共通の理解と認識のもとで連携・協働してユニバーサルデザインを推進していくためのガイドライン

### 掲載事項（例）

(1) 趣旨、指針の性格等

(2) ユニバーサルデザインの考え方

(3) 基本指針策定の背景

(4) 本県が目指すユニバーサルデザイン

(5) 推進に向けて

県の取り組み  
各主体の役割